

* 本稿は原稿です。

正式な議事録については、（市議会ホームページ：

<https://www.city.saitama.jp/gikai/index.html>）にてご確認ください。

また、掲載時期については、議会局（議事課：048-829-1753）

議案第150号、第156号、第162号、第164号、請願第20号、第21号、第23号から第25号について、いずれも委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。なお、討論の都合上、議案、請願番号の順序が多少前後することを申し添えます。

まず、**議案第150号から第156号**、補正予算関連について、これらは新型コロナウイルス感染拡大防止に資する予算計上が中心であり、歳出の増額に対する補正、イベントの中止や予算執行の見直し等による減額など、おおむね妥当な内容であると認めます。しかしながら、今後その執行に当たって、十分留意すべき事項も見受けられましたので、以下、何点か指摘させていただきます。

保健福祉分野での生活保護事業の審議において、生活保護の相談件数が前年同時期と比べて増えていないとの答弁がありましたが、たとえ現在は生活保護件数が増えていなくても、長引くコロナ禍において、市民の生活は大変厳しいことが想定されます。市民の生活実態調査については、生活福祉課だけでなく、全庁挙げて部局横断的に分析を行い、もっと緊張感を持って市民生活をしっかり下支えしていただくことを強く要望いたします。

文教分野の審議においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、小中高等学校の修学旅行のキャンセル料を公費で賄う予算が計上されています。旅行会社によって、各学校にキャンセル料を請求する会社と請求しない会社があります。旅行会社の選定は各学校に任されているとはいえ、市民の貴重な税金をキャンセル料に充てる以上は、各学校に対し、旅行会社との契約時の注意事項などを徹底させる必要があります。今後は議会でもチェックができる公会計などへの移行も含め、検討が必要な時期に来ていると考えます。また、スタディエッセンスをはじめとするICT環境の整備については、経済的困窮世帯への支援など、前向きに検討していただくことを強く要望いたします。

続いて、**文教関連議案**について、議案第164号は、学校給食センター中規模修繕に関するものですが、同センターは市内各学校の給食室が改修などで使用できない時のバックアップ機能として必要な施設と考えます。

続いて、**まちづくり関連**の議案について述べます。議案第162号は、県から引き継いだ計画として進めてきた国道463号の整備につき、鶴巻ランプの橋上部工事の工事契約案件であり、特に浦和方面への通行の利便性が図られるものであり、必要な工事と考えます。

議案第157号「令和元年度さいたま市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」から**第158号、第159号、第160号**「令和元年度さいたま市下水道事業会計決算の認定について」まで、いずれも委員長報告に賛成の立場から討論を行います。

令和元年度におきましては、少子高齢化のさらなる進行や新型コロナウイルス感染症対策、台風第19号などの災害が発生するなど、市民の生命、暮らしを守るため、その直面したリスクに様々な課題は残るものの、総じて適切な対応策が講じられてきたことと認識しております。そうした中での令和元年度決算においては、一般会計と特別会計を合わせて予算現額8,969億8,948万円に対し、決算額は歳入が8,597億2,543万円、歳出が8,523億6,308万円で、一般会計、特別会計の合計で27億7,643万円の黒字になったことなどに対して一定の評価をいたします。

また、我が会派として長年にわたり議会で働きかけてまいりましたさいたま市市営霊園の再整備、とりわけお墓不足が深刻化する中で、安価で近くで見守りを必要としない新たな様式のお墓、樹林型合葬式墓地の整備が完了し、令和元年度内に供用開始が実現し、多くの市民にお墓に対する安心感をお持ちいただくことができました。

また、仕事中は重度訪問介護サービスの利用ができない。そういう国の基準によって、仕事中にはトイレにも行けないから、水も飲まずに働いている。仕事でも介助を受けることができるように国に対して制度改正を働きかけてもらいたいと、重度障害者の切実な声に対して、市は国に対して働きを行ったものの、残念ながら国は制度改正に応じることはありませんでした。そこで、市は令和元年度より全国初の取組として、仕事でも重度訪問介護サービスを利用することができる重度障害者就労支援制度を創設し、元年度の実績はもとより、今回のコロナ禍においても、職場勤務から在宅勤務となった重度障害者が、本制度の利用によりスムーズに在宅勤務に切り替えることができた事例は、今全国各地から大変な注目を集めているところであります。こうした取組と実績を高く評価するとともに、市長並びに担当職員の皆さんの御決断、御尽力に心より敬意を表する次第であります。

さて、我が会派では決算特別委員会における各所管別審査、総括質疑において、様々な指摘もさせていただきました。各所管別審査において、今後厳しい財政状況がさらに深刻化することも想定して、成果の見込めない各事業の見直し、必要な事業への重点化をテーマに決算審査に臨んでまいりました。そこで、何点か明らかになった課題について指摘させていただきます。

まず、地方自治法により政令指定都市に義務づけられております**包括外部監査に対する各部局の対応措置**について申し述べます。令和元年度は約1,800万円の予算により、産業振興政策に関する財務の執行についてというテーマに基づいて行われました。その中では、例えば勤労者支援事業として行われているさいたま市産業創造財団勤労者福祉サービスセンターが行う生活資金融資事業の利用件数が、平成30年度、僅かに4件ということでありました。事業の在り方に対して、極めて厳しい指摘がされておりましたが、令和元年度、この実績をお聞きしたところ、実にゼロ件という答弁がございました。監査報告でも、さいたま市勤労者支援資金融資との統合により、制度廃止についても指摘されておりましたが、今後真摯な御検討を求めたいと思います。

また、平成29年度においては、教育に関する財務事務の執行についてをテーマに監査が行われ、その指摘意見への令和元年度の対応について質疑いたしました。まず、同報告に対する措置状況に対する市民への説明についてお聞きしたところ、教育委員会はホームページ上で公開していると答弁いたしました。しかし、例えば私費への教育委員会事務局への関与についてとする監査報告の詳細な課題の指摘に対して、僅か70文字に満たない文字数でしか報告されていません。この内容のみで措置対応を市民に報告しているとする教育委員会の姿勢は、市民に対して極めて失礼だと言わざるを得ません。同包括外部監査において指摘されたPTAによる寄附など、私費への教育委員会事務局の関与に関連して、PTAより寄附を受けている学校数について質疑したところ、小学校26校、中学校21校との答弁がありました。言うまでもなく、教育委員会はPTAなどによる寄附については、さいたま市立小・中・特別支援学校寄附取扱要領という極めて厳格なルールを定めています。市立小中学校168校のうち121校はPTAより全く寄附を受けていないとのことではありますが、しかし現実にこのルールに基づくことなく寄附を受けている学校があったことを認めながらも、私どものその事実関係の全校調査について、明確な答弁を避けました。教育委員会と学校において定められたルールが守られていないとすれば、とんでもないことだと思えます。学校教育における公費とPTAによる寄附など私費との現状を明らかにして、学校教育における公費、私費の関係について抜本的な検討が必要であると思えます。

今回の教育委員会所管審査を通して、文部科学省中央教育審議会、平成17年の地方分権時代における教育委員会の在り方について、その部会まとめにおける指摘を再確認した次第であります。このまとめにおいては、教育委員会と議会との関係は、教育行政における住民自治の観点から極めて重要である。教育推進が自ら教育行政について説明責任を果たす上で、議会における質疑に対する教育長や教育委員長の答弁は大きな役割を果たしており、教育委員会は議会を通じ、住民に対する説明責任を積極的に果たしていくことが望まれると指摘されております。今回の決算審査を通じまして、私どもも今後より充実した質疑を行うことによって、議会の一員としての役割を果たすことができるように、引き続き努力してまいりたいと思います。

次に、**成果の見込めない各事業の見直し、必要な事業への重点化の視点**から申し述べます。例えば保健福祉局審査で指摘した包括・在支総合支援センター事業は、令和元年度決算額約7,100万円に対して、その事業の柱である相談事業の1年間の相談件数は、僅かに15件とのことであります。確かに地域包括支援センターの業務支援や在宅介護支援センターの業務支援を行っているとの答弁もありましたけれども、本事業に対して市民から厳しい指摘が、私どものほうに届いていることも事実であります。この事業の委託先は社会福祉協議会、センターの設置場所はこの市役所本庁舎2階、職員配置数は6名とのことで、7,000万円のうちほとんどが人件費であるということであります。私どもは、こうした事業を見直して、例えば令和元年度末に埼玉県が制定した埼玉県ケアラー支援条例を踏まえた多様な介護者に応じた施策にその財源を充てるなど、真に市民が必要とする施策に重点化を図るべきだと考えます。また、質疑を通して、本事業が本当に市民のために必要な事業なのか。むしろ社会福祉協議会の運営確保のための事業ではないかとさえ感じた次第であります。今後、この事業の検証はもとより、市と社会福祉協議会との在り方について、個々の担当課に任せることなく、市として抜本的な見直しに向けた議論が必要であるということをお願いいたします。

総括質疑におきましては、**データ化の推進による業務改善や東日本連携事業、いじめ問題の解消**などについて課題認識を指摘し、市長、教育長よりは真摯にお取り組みいただく旨の答弁がありました。今後の施策、事業の立案、実施において十分留意され、適切な対応を取られることを改めて強く要望するものであります。

次に、**議案第159号**の病院事業会計については、令和元年12月に新病院が開設したことによる新病院への移転準備に伴う診療制限や、職員採用を積極的に行うなどによって、令和元年度純損失は28億8,856万円となりましたけれども、新病院では救急病床、精神病床など病床数の増加や手術室の拡充など、診療収益の増加につながる医療機能の強化が行われていることは、評価できる部分だと認識しております。今後とも地域の基幹病院として、地域医療における中核的な役割を果たしていくため、健全な経営基盤が確立されることを切に要望いたします。

次に、**議案第158号**の水道事業会計については、昨年度も人口と給水件数は増加したものの、1件当たりの使用水量の減少は続いています。事業運営については、昨年度においても健全な経営が維持され、企業債の償還額は借入額を上回り、老朽管対策事業も確実に進み、耐震管率は政令指定都市の中で第1位と、依然として優良な企業運営がなされていることを評価いたします。安全でおいしい水を確実に市民に届けられる水道事業は、必要不可欠な社会資源でもあります。本市事業に携わる職員の技術の継承、向上に向けた人材育成と人員の適正配置を確実に行うため、複数型人員配置が行われましたが、今後も人員の増加を含め、不断に努力されることを望みます。

また、**議案第160号**の下水道事業会計については、下水処理センターが5年間の包括民間委託業務を昨年度から開始されました。民間に任せることで、市職員の技術の向上が課題となっていることが明らかになってまいりましたけれども、今後の対策を要望いたしまして討論といたします。